

広島県告示第七百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和七年九月十一日までの間、縦覧に供する。

令和七年八月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道小島荒谷線	神石郡神石高原町父木野七〇二番三地从 神石郡神石高原町父木野七〇三番三六地先まで	令和七年八月二十八日